

越前市スポーツ振興審議会条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市スポーツ振興審議会条例(平成17年越前市条例第219号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、委員の互選により会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会議を主宰し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。